

1月21日(日)は 市長選挙の 投票日です!

大切な選挙ですので、必ず投票しましょう。

投票できる人

投票できる人は、昭和62年1月22日までに生まれた人で、平成18年10月13日までに成田市の住民基本台帳に登録され、引き続き投票日まで市内に住んでいる人です。
ただし、公民権停止中の人は投票できません。

入場整理券は はがきで有権者に

投票所入場整理券は、選挙の日時と投票場所の周知および選挙人であることの確認のための一つの手段として、事前にはがきで届けられているものです。このはがきには1枚で2人までの有権者氏名が記

載されています。投票日には、この入場整理券を各自切り離してお持ちください。

万一、入場整理券が届かなかったり、紛失したりした場合でも、成田市の選挙人名簿に登録されていれば投票できますので、投票所へお越しください。

入場整理券は、1月15日(月)に発送する予定です。

投票区・ 投票所の変更

①公津公民館(第2投票区)および平成小学校体育館(第24投票区)で投票していた人の一部が、公津の杜小学校体育館(第39投票区)に変更になります

(下表参照)

②公津西土地区画整理区域内に住んでいる人は、吾妻小学校体育館(第21投票区)での投票になります。

③第14投票区の投票所は、今回成田高等学校講堂が使用できないため、JA成田市サンポップに変わります。

市内で転居した人は 投票所に注意を

平成18年12月27日(水)までに市内で住所を変更した人(転居届をした人)は、新住所地の投票所で投票できます。12月28日以降に住居を変更した人は、旧住所地の投票所で投票することになります。

投票時間は午前7時から
午後8時までです。



これまでの投票区	変更のある住所	新しい投票区
第2投票区 (公津公民館)	飯仲(228~333、336、346~359、360-3、361、363、364)	第39投票区 (公津の杜小学校体育館)
第24投票区 (平成小学校体育館)	江弁須(80-5、623-1、623-2)、公津の杜1丁目、公津の杜2丁目、公津の杜3丁目、公津の杜4丁目、公津の杜5丁目、公津の杜6丁目	

上記以外の住所の人は引き続きこれまでの投票所での投票となります

選挙公報は17日(水)に新聞折り込みで

選挙公報は、1月17日(水)に次の新聞の朝刊に折り込まれます。

朝日新聞、産経新聞、千葉日報、東京新聞、日本経済新聞、毎日新聞、読売新聞

折り込み日に届かなかった場合は、次の施設にも置いてありますのでそれを利用するか、市選挙管理委員会にご連絡ください。

選挙公報を置いている施設

市役所1階行政資料室、下総・大栄支所、公民館(中央、成田、公津、八生、中郷、久住、豊住、遠山、橋賀台、加良部、玉造、下総、大栄)、市立図書館、美郷台地区会館、成田赤十字病院、三里塚御料郵便局、遠山郵便局、三里塚郵便局、JA成田市遠山支所、三里塚コミュニティセンター

即日開票

開票は、投票日当日の午後9時15分から市体育館で行われます。

なお、投票日は市のホームページでも、投票・開票の速報を掲示しています。

アドレスは<http://www.city.narita.chiba.jp>です。

※くわしくは市選挙管理委員会(☎22-1111・内線3152)へ。

投票日に用事のある人は 期日前投票を(下図参照)

投票日に投票できないと見込まれる人は、期日前投票ができます。

●投票期間

1月15日(月)～1月20日(土)の毎日

●投票時間

午前8時30分～午後8時

●投票できる人

投票日に、仕事や買い物、旅行、冠婚葬祭などの予定があり、投票所に行けない人

●期日前投票所

市役所4階期日前投票所
下総支所1階期日前投票所
大栄支所1階期日前投票所

病院などに入院中の人は 不在者投票を

指定病院や老人ホームなどに入院(入所)中の人は、指定施設内で不在者投票をすることができます。

また、市外に滞在中の人は、滞在先の選挙管理委員会では不在者投票ができません。

身体に障がいのある人は 郵便などによる投票を

身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持ち、障がいの程度が一定

の要件に該当する人、介護保険の要介護状態区分が「要介護5」である人は、「郵便等投票証明書」の交付を受けて、郵便などによる不在者投票ができます。

●郵便などによる不在者投票ができる人

①身体障害者手帳を持っている人
○両下肢、体幹、移動機能の障がい
○心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい

が1級または2級の人

または3級の人

○免疫の障がい

が1級から3級までの人

②戦傷病者手帳を持っている人

○両下肢、体幹の障がい

が特別項症から第2項症までの人

○心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい

が特別項症から第3項症までの人

③介護保険の被保険者証に「要介護5」と記載されている人

●申請の手続き

①申請書(申請者本人の署名が必要)に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証を添えて市選挙管理委員会へ申請(申請手続きは代理の人で可)

②後日、「郵便等投票証明書」が郵便などで自宅に送付されます

代理記載制度も あります

郵便などによる不在者投票ができる人で、上肢または視覚の障がいの程度が一定の人は、あらかじめ市選挙管理委員会に届け出た代理の人に書いてもらい投票することができます。

交通規制が行われます

投票日当日、成田山表参道などで交通規制が行われます。投票所まで車を使用される予定の人は、期日前投票制度の活用をお願いします。

※くわしくは市選挙管理委員会(☎22-11111内線3152)へ。

お知らせ

1月21日(日)は、選挙以外での市体育館の利用はできませんのでご注意ください。
※くわしくは市体育館(☎26-7251)へ。

期日前投票手続き

①受付

投票日に投票所に行けない理由などを「宣誓書」に記入します。



②投票用紙の交付

選挙人名簿との対照の後、投票用紙の交付を受けます。



③投票

記載台で候補者の氏名を記入し、投票用紙を直接投票箱に入れます。
(注)投票の際は、入場整理券をお持ちください。



宣誓書の記入は簡単です!

所定の用紙に住所・氏名などを記入し、記載された理由に○を付けるだけです。印鑑を押す必要もありません。